

第 四 期

資料 1

「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」

推 進 状 況（令和 3 年度（2021 年度））

令和 4 年（2022 年） 7 月

北 海 道

1 子どもや子育てをみんなで応援するステージ

○ 結婚支援、妊娠・出産、子育てに関する情報提供

【主な取組】

- ・婚活者向け相談会、結婚応援フォーラム、結婚・妊娠・出産・育児総合ポータルサイトの運営
- ・子育て支援サービス等に関する市町村の優良取組事例をホームページで紹介するなど広く周知

○ 官民協働による地域全体での取組の促進

【主な取組】

- ・民生委員児童委員活動の充実を図るなど、より積極的な活動を促進

○ 次世代教育の推進

【主な取組】

- ・大学生や高校生等を対象に、自己の将来を考える機会を提供するため、出前講座を開催し、次の世代の親となる若年者に対する意識啓発の取組の充実

○ 若者への就業支援や就業環境の改善

【主な取組】

- ・男性育休と働き方改革北海道未来フォーラムの開催
- ・北海道労働局、職業安定機関、教育機関、経済団体等との連携による就職促進会を開催

○ 生活環境の整備

【主な取組】

- ・子育てに配慮した住宅の供給、バリアフリー化の促進
- ・子育て世帯の入居を拒まない賃貸住宅の促進

【R3年度の主な取組実績】

- ◆結婚応援フォーラムの開催（参加者 50 名）
 - ・大学生にパネリストとして登壇してもらい、若い世代の恋愛観・結婚観を婚活支援者と共有
- ◆民生委員児童委員初任者研修
 - ・受講者数…222 名 動画配信研修 41 名（R2 年度 146 名）
- ◆次世代教育のための出前講座…33 校（R2 年度 28 校）
 - ・高校・大学生向けの講座以外に、新たに教員向け講座も開催
- ◆男性育休と働き方改革北海道みらいフォーラムの開催
 - ・講演やパネルディスカッションの実施（参加人数：54 名）
- ◆子育て世帯の入居を拒まない賃貸住宅の促進 実績…15,917 戸（R2 年度 7,197 戸）

【今後に向けて】

- ◆コロナ禍により更なる少子化が懸念され、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境づくりに向けて、引き続き、実施時期や開催方法等について創意工夫し、各種啓発事業に取り組む。
- ◆北海道ユースプランナー制度を創設し、若い世代の感性や意見を取り入れた事業の実施を検討していく。

2 妊娠や出産を支援するステージ

○ 妊娠・出産に関する支援体制の整備

【主な取組】

- ・妊娠・出産から子育て期まで切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターの設置を推進
- ・分娩可能な産科医療機関がない市町村の妊産婦に対し、経済的負担や不安軽減のため、妊婦健診・出産のために要する交通費等を助成
- ・子どもを持つことを希望しながら子どもに恵まれない方の悩みや専門的な相談に対応するため、不妊専門相談センターによる相談を実施
- ・出産後の不安や悩みなどの早期解消を図るため、市町村への妊産婦の相談支援や産後ケア事業の実施を促進

○ 医療提供体制の整備や医療費負担等の軽減

【主な取組】

- ・周産期母子医療センターの運営支援、助産師外来やへき地の産科医療機関の確保
- ・産婦人科医の確保や周産期医療関係者への研修実施など人材確保策の充実
- ・不妊治療、不育症に関する医療費の一部助成
- ・医療機関から離れた地域にいる妊産婦に対し、経済的負担や不安軽減のため出産等に要する交通費等を助成
- ・医療、保健、福祉の有機的な連携の下、出生前から一貫した医療、療育を総合的に提供

【R3年度の主な取組実績】

- ◆子育て世代包括支援センター設置市町村数…129市町村（R2年度93市町村）
- ◆妊産婦安心出産支援事業
 - ・実施市町村数…100市町村（R2…95市町村）
- ◆母子保健事業研修会の開催
 - ・R3：2回（参加者 310名） R2：1回（参加者 204名）
- ◆不育症の原因特定のための検査及び治療に要する経費の一部を助成
- ◆不妊治療への理解促進のための資料を作成し、事業所や高校生に配布

【今後に向けて】

- ◆妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行うため、国では子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を見直し、こども家庭センターの設置を進めていくことから、設置の働きかけや母子保健事業研修会の開催等を通じて、市町村の支援体制の充実を図る。
- ◆不妊治療については、令和4年4月1日から保険適用となったことから、令和4年度については、保険適用以前の治療開始者に対して経過措置として助成を行うとともに、道が設置する不妊専門相談センターや道立保健所において治療等に関する相談にに応じていく。
- ◆医育大学と連携を図りながら、産科医師の確保に取り組むとともに、それぞれの圏域で産科医療機関の連携体制を構築していく。

3 子育てを支援するステージ

○ 幼児教育、保育環境の整備

【主な取組】

- ・子ども・子育て支援事業計画に基づく計画的な環境整備・サービス提供体制の確保を図るため、市町村支援の実施
- ・子ども・子育て支援新制度を着実に推進し、待機児童の解消や質の高い教育・保育の提供体制を確保するため、市町村等へ助言や支援を行うとともに人材の養成や確保に向けた取組を実施

○ 子育て世帯、ひとり親家庭等への支援の充実

【主な取組】

- ・市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業等に対し支援を実施
- ・多子世帯の経済的負担を軽減するため、保育料の無償化を行う市町村への支援を実施
- ・ひとり親家庭の安定した就業に向け、各種支援制度を活用し、職業訓練などを支援

○ 社会的養育を必要とする子どもや障がい等のある子どもへの支援

【主な取組】

- ・代替養育を必要とする子どもが、家庭と同様の環境で養育されるよう、里親等への委託を推進するとともに、乳児院、児童養護施設や里親会等と連携してフォスタリング体制を構築し、里親への支援を充実
- ・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進するとともに、ケアニーズが高い子どもへの対応や複雑多様化する家庭を支えるため、施設の高機能化、多機能化等に向けた取組を推進
- ・発達障がい児に対する支援体制の整備を図るため、必要な支援を実施

○ 児童虐待防止対策の推進

【主な取組】

- ・児童相談所における職員の増員や研修等の充実による職員の資質向上に取り組むとともに、児童福祉に精通する医師や弁護士を配置し、児童相談所の体制及び機能を強化
- ・児童相談所が要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するとともに、関係者向け研修会の実施や市町村への技術的・専門的な助言を通じて、地域における支援体制を充実

【R3年度の主な取組実績】

- ◆待機児童数…R4.4.1 22人（前年比 △ 46人）（R3.4.1 68人）
- ◆認定こども園等の計画的な整備
 - ・認定こども園等の整備…R4.4.1 557ヶ所（うち、道所管分 304ヶ所）
R3.4.1 493ヶ所（うち、道所管分 287ヶ所）
- ◆利用者支援事業（母子保健型）…R3 98市町村（R2 80市町村）
- ◆幼児教育の質向上に関する研究協議会（オンライン）…R3 95名（R2 39名）
- ◆幼児教育初任保育者研修（オンデマンド等）…R3 延べ599人（R2 313名）
- ◆発達障がい児に対する乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備
 - ・発達支援研修会を開催…801人参加（R2年度 297名）
 - ・発達障害者支援センターでの相談対応 R3相談件数…1,712件（R2 1,590件）

- ◆ひとり親家庭の親等の主体的な能力開発の取組を促進するため、自立支援教育訓練給付金を支給 R3：26件（R2 21件）
- ◆里親等委託の推進
 - ・養育里親、養子縁組里親、専門里親の認定及び更新研修の実施
R3：74回 参加者 312人（R2：63回、参加者 302人）
 - ・特別里親養子縁組成立数 R3…13組（R2…6組）
 - ・養子縁組里親の登録者数 R3…221名（R2…179名）
- ◆児童養護施設の小規模化・地域分散化の推進
 - ・小規模グループケアの指定数 …41か所（R2年度 36か所）
 - ・地域小規模児童養護施設の設置…26か所（R2年度 24か所）
- ◆道立児童相談所の児童福祉司を増員、体制及び機能を強化
 - ・児童福祉司数 R4.4.1現在 146名（R3.4.1現在 141名）

【今後に向けて】

- ◆待機児童の解消に向け、引き続き保育基盤や人材の確保を進めるとともに、人口減少地域が抱える問題等を分析し、今後の方向性を検討する。
- ◆児童福祉法の改正により、国では子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を見直し、こども家庭センターの設置を進めていくことから、市町村に対して設置の働きかけを行うなど、相談機関の整備に向けた取組を進めていく。
- ◆ひとり親家庭が抱える多様な問題に対応し、適切な支援へ繋ぐことができるよう嘱託弁護士を配置し、相談窓口の強化に取り組む。
- ◆障がい児が身近な地域で適切な支援が受けられるよう、引き続き必要な支援を実施する。
- ◆令和3年に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、令和4年6月「北海道医療的ケア児等支援センター」を設置し、医療的ケア児及びその家族からの専門的な相談対応や関係機関への情報提供及び研修等を行う。
- ◆家庭養育優先の原則に基づき、個々の子どもの状況に応じて里親等委託を推進するとともに、地域における里親支援の充実に取り組む。
- ◆複雑・困難化する児童虐待事案に対応するため、実践的なカリキュラムに基づく研修等を通じて児童相談所職員の専門性や対応力の向上を図るなど、児童相談所の機能を強化する。
- ◆悩みや孤独・不安のある子どもや保護者が気軽に相談できる環境を整備するため、SNSを活用した全国一律の相談支援システムを導入して初期対応を強化するとともに、市町村や関係機関との一層の協力・連携のもと、地域における相談機能の充実を図る。

4 子育てや自立を支援するステージ

○ 子どもの権利及び利益の尊重

【主な取組】

- ・北海道子どもの未来づくり審議会に「子ども部会」を設置、中高生を委員に委嘱して少子化対策に関する意見を聴取し、知事へ建議

- ・児童養護施設等の退所者に対して、進学や就職のための準備費用を支給するなど、児童自立を促進

○ 子どもの健全育成の促進

【主な取組】

- ・市町村や学校と連携し、女性の幅広いライフステージに対応した健康教育を実施
- ・学校における食に関する指導の充実を図るため、栄養教諭を小中学校へ配置
- ・児童養護施設等を退所した児童に対し、相談対応や生活費等の支給などにより自立を支援

○ 教育環境の整備

【主な取組】

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置
- ・地域住民の積極的な学校支援活動を通じて、学校と地域の連携体制を充実

【R3年度の主な取組実績】

- ◆社会的養護自立支援の推進に向けた取組の推進
 - ・就職支度費 R3…68名（R2…54名）
 - ・大学進学等自立生活支度費 R3…20名（R2…9名）
- ◆いじめや不登校など問題を抱えた児童生徒の早期発見や早期の課題解決を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置
 - ・スクールカウンセラーの配置…1,141校（R2年度 1,123校）
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置…38市町村、道教委で16名任用
（R2年度 37市町村、道教委で15名任用）
- ◆地域学校協働本部実施市町村数…151市町村（R2年度 142市町村）

【今後に向けて】

- ◆子どもの意見表明や権利擁護など、児童福祉法改正の状況を鑑み、必要な環境整備を行う。
- ◆社会的養護の経験者いわゆるケアリーバーへの支援について、新制度の情報収集に努めるとともに、北海道児童養護施設協議会との意見交換や児童養護施設等の退所者から直接意見を聞くなどして、今後の取組に向けて検討を進める。
- ◆ヤングケアラーを発見・把握した場合に、適切な機関へのつなぎ役となる専門職として、道内8ヶ所にコーディネーターを配置するとともに「北海道ヤングケアラー相談サポートセンター」を開設し、ヤングケアラーを対象とした相談窓口や、悩みや経験を共有できるようなオンラインサロンを設置し、必要な支援に結び付けていく。
- ◆児童養護施設等退所児童及び関係機関に対して、進学等のための奨学金制度、貸付制度の周知や就職・進学に向けた支度費の支給など、きめ細かな支援を行う。